

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	横浜植物防疫所塩釜支所青森出張所
部署の業務内容	輸出入植物の検疫及び国内検疫に関する業務

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	訪問者への挨拶の励行、電話応対については接遇マニュアルを参考に出来るところから実施している。外部から照会があった場合には、記録し、職員間で対応状況を確認するとともに、情報共有に努めているところ。今後は職員間で意見交換して出張所の意見として整理する。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	苦情等の対応方法はルール化されているが、苦情等が潜在化している可能性があり、あらゆる機会（植物検疫強化月間、危害防止安全旬間、イベント等）をとらえて意見交換、アンケート調査等で意見収集を考えていく。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	植物防疫法の一部改正及び輸出国要求事項の大幅変更等については、関係者に事前に説明会を実施している。説明会等で出た意見等については上部機関に報告、改善策等に反映させている。しかし、説明は関係部分に終始している感もあり、今後は植物検疫全般に関する意見、要望を聞く機会として捉えていく。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	×	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	植物防疫法は農業生産の安定と助長を図ることを目的に植物検疫を実施しており、最終的には国民（消費者）の利益になる視点に立っていると考えている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務 についての点 検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	輸入穀類に対する植物検疫上の消毒措置が該当
	業務の 見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	日常、植物検疫業務については、検査結果等を複数の検査官により点検して適切実施を確認している。 植物検疫措置に使用される薬剤は農薬取締法に基づいた使用、及び農薬残留基準は食品衛生法を遵守されており、食の安全に配慮されている。 消毒措置を講じる場合は食の安全に配慮するよう関係者を指導することになっている。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
	影響可能性の 確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	—	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお 寄せいただいた ご意見の業務への 反映			
			
			